

事 務 連 絡
2018年7月6日

沖縄産業支援センター
入居団体・企業 御中

株式会社沖縄産業振興センター
代表取締役専務 比嘉 徳和
(公印省略)

害虫防除作業の実施について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、沖縄産業支援センターの管理・運営事業につきましては、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、建築物衛生法の基準に沿い、沖縄産業支援センタービル内の衛生環境向上を目的に下記の日程で防虫・防鼠作業を実施致します。

つきましては、①～④の項目をご確認のうえ、作業へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ① 食品類
冷蔵庫に入れるか、ビニール袋に入れて密封してください。
- ② 食器類・調理器類・紙製品類
ビニール袋等に入れて密封してください。
- ③ 机下のダンボール・小物類
机下より出して机の上に置き、新聞紙で覆うか除去してください。
- ④ OA 機器類
ビニール袋又は新聞紙等で覆ってください。

※使用する薬剤は厚生労働省認可の薬剤で、人畜に対し安全性が高く、残留性の低い薬剤を使用します。作業後、備品等の消拭の必要はありません。

記

作業日	2018年7月22日(日曜日・メンテナンス休館日) 2018年7月23日(月曜日(予備日))
作業場所	沖縄産業支援センター内事務所・会議室 全館作業
作業時間	9:00～17:00 ※予備日 13:30～16:30
作業内容	空間噴霧・残留噴霧(裏面参照)

※当日、職員不在の場合は通常通り鍵を施錠して頂いて構いません。

※作業の可否及び希望作業内容を別紙記入のうえ2018年7月13日(金)までに
管理課までファックスによるご回答をよろしくお願い致します。

(株)沖縄産業振興センター
管 理 課 玉那覇・當眞・真喜屋
TEL:859-6294
FAX:859-6230

裏面に続く

裏面

空間噴霧とは

薬剤を特殊機器で霧状に噴霧させ、部屋内隅々まで行き渡らせるため、
項目①～④の作業が必要となり又、作業後3時間は入室できません。
(3時間経過後は通常勤務が可能です 拭き取りの必要もありません。)

残留噴霧とは

壁下部分にのみ薬剤を吹き付けます。
人体に影響のない薬剤を選定しており、噴霧中の入室業務も可能で、
項目①～④の作業も必要ありません。

※空間噴霧作業終了後は、2～3時間程入室は避けて下さい。

.....

F A X (回 答)

※噴霧可能の場合は希望条件を○で囲んで下さい。

年 月 日

団体・企業名	号室		
害虫防除作業の可・不可	可能	不可能	
希望作業内容	残留のみ	噴霧のみ	両方行う

備考：